

2 監 査 第 98 号
令 和 2 年 9 月 14 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和2年8月4日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和2年8月4日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
教育委員会、弁護士A、弁護士B
- 2 請求の対象となる財務会計行為
 - (1) 令和2年2月17日、教育委員会教育長長谷川洋は、弁護士Aと弁護士Bに対し、5件の訴訟の委任状を送付している。
 - (2) (1)に基づき、令和2年2月27日、教育委員会は、弁護士Aと弁護士Bに対し、5件の訴訟の「謝金の支払いについて」という文書を送付している。
- 3 上記の行為が違法・不当である理由

教育委員会は、弁護士Aに対し、この5件の訴訟や人事委員会審査請求事件の前に、顧問弁護士として多額な不正な金銭を20年間にわたり支出している。この金額は毎年約128万円である。

不正な多額な金銭を顧問弁護士として支出し、かつ、顧問弁護士として解決できなかった、解決しなかった事件について、再度、同じ弁護士に訴訟代理人として多額な金銭を支出することは、二重の金銭の交付になり、不適切である。

なお、弁護士Bは、住所からも分かる通り、弁護士Aと同じ法律事務所の所属であり、非常に近い立場であるので、弁護士Aの顧問弁護士料の不適切な金銭の恩恵にあずかっている人物といえる。

4 請求する措置

違う法律事務所に所属する、基本的人権を擁護し、社会正義を実現し、誠実で、社会秩序の維持・改善に努める弁護士法に則った弁護士に委任すべきである。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計行為について、違法又は不当で

ある旨を指摘することをその要件としている。

ところが、請求人の違法又は不当に関する主張は、弁護士Aについて顧問弁護士として解決できなかった事件や解決しなかった事件について、同じ弁護士に訴訟代理人として多額な金銭を支出するのは二重交付になり不適切であること、あるいは、弁護士Bについて弁護士Aと同じ法律事務所の所属であり、非常に近い立場であるので、弁護士Aの顧問弁護士料の不適切な金銭の恩恵にあずかっていることを指摘するにとどまっている。

いずれも請求人の独自な見解を述べているに過ぎず、法の求める違法又は不当である旨の指摘とは認められない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法である。